

厚生労働大臣
小宮山 洋子 様

2011 年 10 月 18 日

＜セクハラ労災行政訴訟呼びかけ団体＞
働く女性の全国センター
NPO 法人全国女性シェルターネット
NPO 法人日本フェミニストカウンセリング学会
北海道ウィメンズ・ユニオン
連絡先：NPO 法人全国女性シェルターネット
FAX:03-3818-4113

精神障害の労災認定基準の見直し等に関する要望書

皆さまの男女平等推進に向けたご尽力に心から感謝申し上げます。

私たち「セクハラ労災行政訴訟呼びかけ団体」一同は、セクシュアルハラスメント被害に起因する疾病で労働者災害補償保険の申請が棄却された事案について、日本初の「不支給取消し訴訟」に取り組み、先般、国が業務上に起因する疾病と認める判断をされ、訴訟を取り下げたところです。

本裁判は、労働災害としてセクシュアルハラスメントに起因する疾病を認定する「基準の見直し」が緊急に求められていることを明らかにしたものです。

「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会」の傍聴を続けてまいりました。審議がいよいよまとめの段階に至っております。

実態に即した抜本的な改定がされ、労災認定の新たな基準の下で、これまでセクシュアルハラスメントによる労災申請を拒まれてきた多くの被害当事者が、迅速に労災保険の適用を受けられるよう、運用手続きの改善等について、改めて以下のとおり要望いたします。

記

- 1、精神障害の心身に及ぶ後遺症や即座に声に上げにくい特殊性を考慮し、労災申請の時効を現状の 2 年から少なくとも 3 年に延長すること。
- 2、精神障害の回復過程の特質を鑑み、休業給付期間の算定方法を見直すこと。
※社会復帰を試みるも一進一退を繰り返し、状態が安定せず、退職し、療養を余儀なくされる当事者がほとんどある。そのような実態を理解した上で、短期就労後以降について通院日のみを休業給付期間とするのではなく、回復過程に基づいた算定すること。

3、労働者災害補償保険の申請手続きが、安全で迅速に行われるよう、以下の項目について改善すること。

- ・申請者の心身の状態によっては、労働基準監督署に出向き申請することが困難であることに配慮し、郵送による各申請書(休業・療養・移送)の要求やホームページからのダウンロードを可能とすること。
※現行では、療養補償給付のみホームページからダウンロード可能であるものに対し、全ての申請書もダウンロード可能とすること。
- ・支援団体等からの依頼により申請書一式を支援団体事務所に置くこと。
- ・セクシュアルハラスメントの専門相談窓口のある労働基準監督署を置くこと。
- ・精神障害における申請においては、医師・事業主の証明が困難な場合が多く、各労働基準監督署からの依頼を徹底すること。
- ・申請者への聞き取りについては、申請者の精神的な負担の軽減と意向を尊重し、支援者等の同行や、労働基準監督署の担当者が申請者の求める場所に出向くなどの配慮を講ずること。

4、当事者が退職を余儀なくされ、ただちに経済的困窮に陥っていることから療養費の軽減をはかること。

- ・全国に精神科、心療内科の労災指定病院を増やすこと。
- ・労働基準監督署の担当者から、労災指定病院以外での受診をした場合、健康保険や自立支援医療制度を使わず、療養費 10 割の立て替えを求められる。しかしながら、就労困難な状況にある当事者にとっては大きな負担となるため、仮給付ができるようにすること。
- ・仮に申請者が療養費の立て替えをした場合、療養の費用請求手続きを簡略化し、健保協会等からの請求書の提出については、各労働基準監督署が行うものとする

5、各労働基準局において、被害当事者および支援者などが参加した研修を実施すること。

6、労働災害保険が適切に運用されるために、第3機関としてオンブズマンを設けること。

以上